

# 高速船規則

## 高速船規則検査要領

高速船規則  
高速船規則検査要領

2018年 第3回 一部改正  
2018年 第2回 一部改正

2018年12月25日 規則 第131号/達 第99号

2018年8月1日 技術委員会 審議

2018年12月5日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

# 高速船規則

規則

## 2018年 第3回 一部改正

2018年12月25日 規則 第131号

2018年8月1日 技術委員会 審議

2018年12月5日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

## 2 編 船級検査

### 2 章 登録検査

#### 2.1 製造中登録検査

##### 2.1.2 提出図面その他の書類\*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の(1)から(4)に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1) (省略)

(2) 機関関係

(a) (省略)

(b) 主機及び補助機関（付属装置を含む。）

i) ディーゼル機関

9編2.1.3-1.(1)に規定されているもの並びに非常用発電機室の通風用のルーバ及び通風筒の閉鎖装置の動力系統の仕様を示す資料（動力駆動の場合）

ii) ガスタービン

9編3.1.2(1)に規定されているもの

(c) 動力伝達装置、軸系及びプロペラ構造図

9編4.1.2(1)、5.1.2(1)、5.2.2、5.3.3(1)及び5.4.2-1.に規定されているもの

(d) ボイラ等、焼却設備及び圧力容器構造図

9編6.1.1、6.3.1(1)及び6.4.1に規定されているもの

(e) (省略)

(f) 操舵装置図

9編9.1.2(1)に規定されているもの

(g) (省略)

(h) 自動制御及び遠隔制御

9編12.1.3(1)に規定されているもの

(i) (省略)

(j) 電気設備

10編1.1.5に規定されているもの

~~i) 図面~~

- ~~1) 電気推進用の発電機、電動機及び電磁滑り継手の全定格、主要な寸法、材料及び重量を記入した組立断面図~~
- ~~2) 推進用制御装置の接続図~~
- ~~3) 100kW（又はkVA）以上の船用発電機（主、補助、非常用）の全定格、主要な寸法、材料及び重量を記入した組立断面図~~
- ~~4) 主及び非常発電盤の組立図（遮断器、ヒューズ、計線、電線等の主要部品の仕様を含む。）及び接続図~~
- ~~5) 電気機器及び電路配置図~~
- ~~6) 各回路の負荷状況、定格電流、推定短絡電流、電圧硬化、ケーブルの種類と導体の大きさ、遮断器の定格と調整値、ヒューズとスイッチの定格、遮断器とヒューズの遮断容量を記入した電路系統図~~
- ~~7) ウィンドラスを駆動する電動機の定格、主要な寸法、材料及び重量を示した組立断面図（定格出力が100kW以上の電動機に限る。）~~

~~ii) 資料:~~

- ~~1) 推進用制御装置の動作説明書~~
- ~~2) 電力調査表~~
- ~~3) 高圧電気機器要目表（耐電圧試験値記入のこと）~~
- ~~4) 高調波フィルタを備える配電系統（ポンプモータ等、単一の機器のみに使用されるものを除く。）をもつ船舶にあっては、以下の資料~~
  - ~~i) 電圧総合波形ひずみ率計算書~~
  - ~~ii) 高調波フィルタ運用手引書~~

((3)及び(4)は省略)

### 2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(7)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、前 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(6)は省略)

(7) 次に掲げる機関関係図面及びその他の書類

(a) 主機及び補助機関（付属装置を含む。）

i) ディーゼル機関

9編 2.1.3-1.(2)及び(3)に規定されているもの

ii) ガスタービン

9編 3.1.2(2)に規定されているもの

(b) 動力伝達装置、軸系及びプロペラ構造図

9編 4.1.2(2)、5.1.2(2)及び5.3.3(2)に規定されているもの

(c) ボイラ等、焼却設備及び圧力容器構造図

9編 6.3.1(2)に規定されているもの

(ed) 補機及び管装置

9編 10.2.2(2)に規定されているもの

(e) 操舵装置図

9編 9.1.2(2)に規定されているもの

(f) 自動制御及び遠隔制御  
9 編 12.1.3(2)に規定されているもの  
((8)及び(9)は省略)

## 9 編 機関

### 12 章 自動制御及び遠隔制御

#### 12.1 一般

12.1.3 を次のように改める。

##### 12.1.3 提出図面及び資料\*

提出すべき図面及び資料は一般に次のとおりとする。ただし、本会が必要と認めた場合には、その他の図面及び資料を要求することがある。

##### (1) 承認用図面及び資料

##### (~~1a~~) 自動化に関する図面及び資料

~~(a)~~ 測定点の一覧表

~~(b)~~ 警報点の一覧表

~~(c)~~ 制御装置及び安全装置

~~i)~~ 制御対象及び制御量の一覧表

~~ii)~~ 制御エネルギーの種類（自力式、空気式、電気式等）

~~iii)~~ 危急停止、減速（自動減速又は減速要求）等の条件の一覧表

##### (~~2b~~) 主機又は可変ピッチプロペラの自動制御及び遠隔制御装置に関する次の図面及び資料

~~(a)~~ 主機の発停、前後進切換え、出力増減等の動作説明書

~~(b)~~ 安全装置（機関付属のものを含む。）及び表示灯の配置図

~~(c)~~ 制御系統図

##### (~~3c~~) ボイラの自動制御及び遠隔制御装置に関する次の図面及び資料

~~(a)~~ シーケンス制御、給水制御、圧力制御及び燃焼制御並びに安全装置の動作説明書

~~(b)~~ 自動燃焼制御装置及び自動給水制御装置の系統図

##### (~~4d~~) 発電装置の自動制御装置（自動負荷分担装置、優先遮断装置、自動始動装置、自動同期投入装置、順次始動装置等）の系統図及び動作説明書

##### (~~5e~~) 各制御場所に設ける監視盤、警報盤及び制御機の盤面配置図

##### (~~6f~~) 12.1.1-3.の適用を受けるに規定するコンピュータシステムに関するあつては、本会が必要と認める図面及び資料

##### (2) 参考用図面及び資料

12.1.1-3.に規定するコンピュータシステムにあつては、本会が必要と認める図面及び資料

# 10 編 電気設備

## 1 章 通則

### 1.1 一般

1.1.5 を次のように改める。

#### 1.1.5 提出図面及び資料

提出すべき図面及び資料は、~~2 編 2.1.2~~の定めるところによる次のとおりとする。

##### (1) 図面：

- (a) 電気推進用の発電機，電動機及び電磁滑り継手の全定格，主要な寸法，材料及び重量を記入した組立断面図
- (b) 推進用制御装置の接続図
- (c) 100 kW（又は kVA）以上の船用発電機（主，補助，非常用）の全定格，主要な寸法，材料及び重量を記入した組立断面図
- (d) 主及び非常配電盤の組立図（遮断器，ヒューズ，計器，電線等の主要部品の仕様を含む。）及び接続図
- (e) 電気機器及び電路配置図
- (f) 各回路の負荷状況，定格電流，推定短絡電流，電圧降下，ケーブルの種類と導体の大きさ，遮断器の定格と調整値，ヒューズとスイッチの定格，遮断器とヒューズの遮断容量を記入した電路系統図
- (g) ウインドラスを駆動する電動機の定格，主要な寸法，材料及び重量を示した組立断面図（定格出力が 100 kW 以上の電動機に限る。）

##### (2) 資料：

- (a) 推進用制御装置の動作説明書
- (b) 電力調査表
- (c) 高圧電気機器要目表（耐電圧試験値記入のこと）
- (d) 高調波フィルタを備える配電系統（ポンプモータ等，単一の機器のみに使用されるものを除く。）をもつ船舶にあつては，以下の資料
  - i) 電圧総合波形ひずみ率計算書
  - ii) 高調波フィルタ運用手引書

## 附 則

1. この規則は、2018年12月25日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者又は機関の製造者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約\*が行われた船舶に適用することができる。  
\* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前1.及び2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

---

# 高速船規則検査要領

要  
領

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 達 第 99 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018年12月25日 達 第99号  
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 2 編 船級検査

### 2 章 登録検査

#### 2.1 製造中登録検査

2.1.2 を次のように改める。

##### 2.1.2 提出図面その他の書類

~~1. 規則 2 編 2.1.2-6.にいう「本会が別に定めるところ」とは次をいう。~~

~~(1)から(3)は省略~~

~~2. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(j)ii)にいう「電圧総合波形ひずみ率計算書」には、次の内容を  
含むこと。~~

~~(1) 高調波フィルタが故障した際に起こり得る電圧総合波形ひずみ率についての計算  
結果~~

~~(2) 規則 10 編 2.1.2-4.の適用上、配電系統における電圧総合波形ひずみ率の許容値~~

~~3. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(j)ii)にいう「高調波フィルタ運用手引書」には、次の内容を  
含むこと。~~

~~(1) 通常の運転時に制限以下の電圧総合波形ひずみ率を維持した場合に許容される配  
電系統の運転モード~~

~~(2) 高調波フィルタの連続動作に何らかの異常発生した場合に許容される配電系統の  
運転モード~~

~~4. 前 2.及び 3.の資料は高調波フィルタを配電系統に搭載した事業者が提出すること。~~

~~5. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(j)6)にいう「電路系統図」には、次に掲げるウインドラスの電  
気設備に関する情報を含むこと。~~

~~(1) ケーブルの仕様及び寸法~~

~~(2) 電動機の制御装置~~

~~(3) 保護装置の定格又は設定値~~

~~6. 規則 2 編 2.1.2-1.(2)(j)7)にいう「組立断面図」には、当該電動機に接続される歯車  
装置を含むこと。~~

## 9 編 機関

### 12 章 自動制御及び遠隔制御

#### 12.1 一般

12.1.3 を次のように改める。

##### 12.1.3 提出図面及び資料

-1. 規則 9 編 12.1.3(1)(f)にいう「本会が必要と認める図面及び資料」は、鋼船規則検査要領 D 編附属書 D18.1.1「コンピュータシステム」1.2(1)に掲げるものを標準とする。~~この場合~~ただし、既に船用材料・機器等の承認及び認定要領第 7 編 8 章の規定に基づき本会の使用承認を受けている場合~~た機器及び装置にあっては~~、船舶毎に仕様の異なる部分の図面及び資料として差し支えない。

-2. 規則 9 編 12.1.3(2)にいう「本会が必要と認める図面及び資料」は、鋼船規則検査要領 D 編附属書 D18.1.1「コンピュータシステム」1.2(2)に掲げるものを標準とする。ただし、既に船用材料・機器等の承認及び認定要領第 7 編 8 章の規定に基づき本会の使用承認を受けている場合は、船舶毎に仕様の異なる部分の図面及び資料として差し支えない。(同附属書 1.2(2)(a)に規定するものを除く。)

## 10 編 電気設備

### 1 章 通則

1.1 として次の1節を加える。

#### 1.1 一般

##### 1.1.5 提出図面及び資料

-1. 規則 10 編 1.1.5(1)(f)にいう「電路系統図」には、次に掲げるウインドラスの電気設備に関する情報を含むこと。

- (1) ケーブルの仕様及び寸法
- (2) 電動機の制御装置
- (3) 保護装置の定格又は設定値

-2. 規則 10 編 1.1.5(1)(g)にいう「組立断面図」には、当該電動機に接続される歯車装置を含むこと。

-3. 規則 10 編 1.1.5(2)(d)i)にいう「電圧総合波形ひずみ率計算書」には、次の内容を含むこと。

- (1) 高調波フィルタが故障した際に起こり得る電圧総合波形ひずみ率についての計算結果
- (2) 規則 10 編 2.1.2-4.の適用上、配電系統における電圧総合波形ひずみ率の許容値

-4. 規則 10 編 1.1.5(2)(d)ii)にいう「高調波フィルタ運用手引書」には、次の内容を含むこと。

- (1) 通常の運転時に制限以下の電圧総合波形ひずみ率を維持した場合に許容される配電系統の運転モード
- (2) 高調波フィルタの連続動作に何らかの異常発生した場合に許容される配電系統の運転モード

-5. -3.及び-4.の資料は高調波フィルタを配電系統に搭載した事業者が提出すること。

## 附 則

1. この達は、2018年12月25日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者又は機関の製造者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約\*が行われた船舶に適用することができる。  
\* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前1.及び2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。